

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、所得の低い世帯や、障害者または日常生活上療養・介護を要する高齢者のいる世帯が経済的自立と生活の安定を目指すことを目的とする貸付制度です。

1.総合支援資金

(1) 生活支援費

生活再建までに必要な生活費用

(2) 住宅入居費

住宅手当による敷金、礼金等住宅の賃借契約を結ぶために必要な費用

(3) 一時生活再建費

生活を再建するために一時的必要に、かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

※失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、条件に該当する世帯が対象となります。

2.福祉資金

(1) 福祉費

所得の少ない低所得世帯、障がい者世帯や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによりその世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。

(2) 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合（医療費又は介護費の支払い、給与等の盗難・紛失、火災等の被災等）に貸し付ける少額の費用

3.教育支援費

(1) 教育支援費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）へ就学するための授業料等に必要な費用

(2) 就学支度費

修学資金貸付対象となる学校の入学に際し、その支度のための費用として必要な経費

4.不動産担保型生活資金

(1) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住居に住み続けることを希望する低所得で65歳以上の高齢者世帯への不動産を担保とした生活資金

(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり、その住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯への不動産を担保とした生活資金